

介護福祉施設サービス料金表（平成30年4月～）

1日あたりの介護報酬額（自己負担率が1割の場合）

（単位:円）

希望ヶ丘庄 （多床室）		基準サービス費Ⅱ	看護体制加算 （Ⅰ）ロ・（Ⅱ）ロ	栄養マネジメント加算	夜勤職員配置 加算Ⅲロ	日常生活継続 支援加算	介護職員 処遇改善加算	合計
		要介護 1	5,570	120	140	160	360	527
要介護 2	6,250	120	140	160	360	583	7,613	
要介護 3	6,950	120	140	160	360	642	8,372	
要介護 4	7,630	120	140	160	360	698	9,108	
要介護 5	8,290	120	140	160	360	753	9,823	

希望ヶ丘庄 （個室）		基準サービス費Ⅰ	看護体制加算 （Ⅰ）イ・（Ⅱ）イ	栄養マネジメント加算	夜勤職員配置 加算Ⅳイ	日常生活継続 支援加算	介護職員 処遇改善加算	合計
		要介護 1	6,360	190	140	330	460	621
要介護 2	7,030	190	140	330	460	676	8,826	
要介護 3	7,760	190	140	330	460	737	9,617	
要介護 4	8,430	190	140	330	460	793	10,343	
要介護 5	9,100	190	140	330	460	848	11,068	

- ※ 上記の金額には、食費・居住費等の利用者負担分は含まれていません。
- ※ そのほかにも加算が適用される場合があります。
 (例) 入所後30日間は、初期加算30円(1日あたり利用者負担)
 入院・外泊翌日から6日間は、入院外泊加算246円(1日あたり利用者負担)
 医師の指示のもとに療養食を提供した場合は、療養食加算6円(1食あたり利用者負担)
- ※ 口腔衛生管理体制加算30円/月
- ※ 低栄養リスク改善加算 300円/月(原則6ヵ月以内)
- ※ 配置医師緊急時対応加算 650円/回(早朝・夜間の場合) 1300円/回(深夜の場合)
- ※ 看取り介護加算Ⅱ

〈例〉要介護5(1割負担)の方が30日利用した場合の利用者負担額

（単位:円）

所得段階	介護報酬 自己負担の上限	食費の上限	居住費の上限 (居住費+光熱水費)	貴重品管理料	合計	
第1段階	多床室	15,000	9,000	0	※1,500	25,500
	個室	15,000	9,000	24,600	※1,500	50,100
第2段階	多床室	15,000	11,700	11,100	※1,500	39,300
	個室	15,000	11,700	24,600	※1,500	52,800
第3段階	多床室	24,600	19,500	11,100	※1,500	56,700
	個室	24,600	19,500	39,300	※1,500	84,900
第4段階	多床室	29,499	※41,400	※25,200	※1,500	97,599
	個室	33,234	※41,400	※59,100	※1,500	135,234

- ※の金額(食費・居住費・光熱水費・貴重品管理料)は当施設の設定金額です。
- ◇第1号被保険者(65才以上)で、合計所得金額が160万円以上のある方(単身で年金収入のみの場合、年収280万円以上)は介護報酬額の自己負担額の割合が2割負担となります。
2割負担でも、高額介護サービス費の負担上限により、44,400円を超えた分が払い戻されます。
- ◇配偶者の所得と合わせた収入等に応じて負担率・負担の上限が第1段階から第4段階まで定められています。
 第1段階は ・生活保護受給者・世帯全員が市区町村民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者の方
 第2段階は ・世帯全員が市区町村民税非課税世帯で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計80万円以下の方
 第3段階は ・世帯全員が市区町村民税非課税世帯で第1第2段階以外の方
 第4段階は ・上記以外の方
 ・配偶者が課税されている方
 ・単身で預貯金等が1000万円以上、夫婦で2000万円以上ある方
- ◇第4段階でも一定の要件に該当する方は、市町へ申請されると食費・居住費の第3段階の負担軽減を受けることができます。

